



“振動”ってなんだろう…

振動とは、機械等から発生した「揺れ」が地盤等を伝わっていくものをいいます。工場・事業場や建設作業現場等の固定発生源から発生するものや、自動車・鉄道・航空機等の移動発生源から発生するものがあります。



振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車振動の限度

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

※ 第1種区域とは、第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域をいう。

※ 第2種区域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。